

じつきょう

商業教育資料 No. 116 通巻404号



「簿記」教科書のジレンマ

—①資本と純資産 ②記帳の伝承と効率化 ③勘定科目と表示科目—

一橋大学名誉教授 専修大学名誉教授 安藤 英義

はじめに

一般に教科書は、書かれる内容に関してジレンマを抱えていることが多い。「簿記」教科書もその例外ではない。本稿では、副題にある三点のジレンマを取り上げる。①と②は学習指導要領に関する内容である。③は学習指導要領が直接関与する事柄ではないが、「簿記」教科書にはジレンマの一つである。いずれも持説を交えて論じることにする。

1. 資本と純資産：簿記と財務会計の異同

1-1. 高等学校学習指導要領

現在使われている高校の「簿記」教科書の多くで、目次を見ると、貸借対照表に関する簿記の要素は「資産・負債・純資産」となっている。これは2011年検定済教科書からであり、それまではずっと「資産・負債・資本」であった。「資本」から「純資産」への変化は、2009年改訂学習指導要領に起因する。

高等学校学習指導要領が各科目の内容について具

体的に指示するようになったのは1956年改訂からであるが、「簿記」又は該当科目の内容として「資産・負債・資本」が表われたのは1960年改訂からである。従来の教科書の内容を学習指導要領が追認した格好である。

1-2. 概念フレームワークの影響

わが国最初の会計原則（適用は任意）ともいえる1934年商工省「財務諸表準則」で、貸借対照表の「科目は資産、負債及び資本の三種に之を大別」するとされ、戦後の「企業会計原則」はこれ（資産・負債・資本）を踏襲した。このように戦前から定着していた「資本」から「純資産」への変化は、企業会計基準委員会基本概念ワーキンググループが2004年に公表した「〈討議資料〉財務会計の概念フレームワーク」（現行版は企業会計基準委員会2006年）に始まる。これに倣って、法務省令「会社計算規則」（2006年）が貸借対照表の区分を資産、負債、

も く じ

「簿記」教科書のジレンマ	1
今後の商業教育と全商協会の役割	6
新課程の学習評価に向けて	10
「地域協創スペシャリスト」育成プログラム	
～地域の暮らしと産業の中核を担う人財を育てる「総合技術高校」の取組～	14
地域社会と連携した課題解決型学習	
～「自分ゴト化」と「共感」をテーマにしたごみ問題解決に向けた取組～	18
明日からでも使える ICT 活用例	22

「純資産」としたので、2009年改訂学習指導要領もこれに従ったのであろう。

注意しなければならないのは、概念フレームワークも会社計算規則も、貸借対照表の構成要素ないし表示区分として資産、負債、「純資産」としていることである。これに対して、2009年改訂学習指導要領では「純資産」が簿記の要素とされている。すなわち、同学習指導要領「簿記」の内容として最初の項目「(1) 簿記の基礎」(ア～エ)に「イ 資産・負債・純資産と貸借対照表」があり、続く項目「(2) 取引の処理」(ア～カ)に「オ 個人企業の純資産と税」がある。なお、最新の2018年改訂学習指導要領でも、各項目の構成に変化がある中で、「個人企業の純資産と税」は変わらない。

1-3. 教科書のジレンマ

学習指導要領において簿記の要素の「資本」が「純資産」とされたことで、「簿記」教科書はジレンマに直面した。教科書で、これまで「資本」としていたところを全て「純資産」に換えることはできない。よい例が資本等式(資産-負債=資本)である。昭和初期から簿記書で使われ、馴染み深い資本等式を名実とも純資産等式に変えるには強い抵抗があるだけでなく、変えると等式自体が(開業時など)負債が無い場合に意味を失う(資産=純資産)。そこで、筆者が関与した「簿記」教科書は、章題(資産・負債・純資産と貸借対照表)では譲ったが、本文では早い段階から、「本書ではこの純資産を資本という」として、資本等式をはじめ最後まで資本で通した。裏見返しの勘定科目一覧表でも「資本の勘定」とした。

2009年改訂学習指導要領は、簿記の財務会計化を意図したか、あるいは簿記と財務会計を混同しているようである。これは、科目「簿記」で「内容の取扱い」の最初に、「指導に当たっては、企業会計に関する法規や基準の変更に留意し」とあるので分かる。

私はこれまで簿記と財務会計の違いを論じてきた。まず、両者の特性に関して、簿記の不変性(時代を超えて不変)・普遍性(国を超えて不変)に対して、

財務会計の時代性・国家性という違いがある。最近では財務会計も国際会計基準(IFRS)による国際化が進んでいるように見えるが、これは国際資本市場における財務諸表が中心であって、各国の会社法会計ないし商法会計は相変わらず個性的である。次に、専門用語に関して、財務会計には会計監査、会計報告、会計責任といった熟語があるが、簿記にこのような熟語はない。この違いは、財務会計が企業外部者(出資者など)の存在を前提とするのに対して、簿記はそうではなく、企業内で完結し得ることを物語る。著名な米国の会計学者リトルトン(A.C.Littleton)は、「会計を簿記からはっきり区別すべき一つの規範は会計監査である。」(片野一郎訳『リトルトン会計発達史』同文館出版、1952年、p.371)と明言している。

簿記の財務会計化は、じつは学習指導要領「簿記」の「内容」とも矛盾している。その「内容」はそもそも、前提が個人企業(個人商店)であり、会社企業(株式会社)ではない。それなのに、会社法会計の新用語である「純資産」を持ち込んだのである。

1-4. 「資本」の語をめぐる米国 vs. ヨーロッパ諸国

わが国の「〈討議資料〉財務会計の概念フレームワーク」が「資本」とせず「純資産」とした背景には、米国財務会計基準審議会(FASB)及び国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワーク(1985年FASB、1989年IASB)が資本(Capital)といわず、持分(Equity)又は純資産(Net Assets)としたことがある。さらに遡れば、会計学で資本の語を避ける動きは、米国で20世紀に入って始まった。なぜ、伝統的なCapitalの語を避けたのか? 1908年刊のsprague(C.E.Sprague)著『The Philosophy of Accounts』によれば、経済学のCapital(資産)との混同を避けるためであったようであるが、釈然としない。簿記における資本の語は、パチオリ簿記書(1494年)以来であり、経済学文献における資本の語より歴史が古いのである。

他方、概念フレームワークの影響がほとんど無い

ヨーロッパ諸国の簿記テキストでは、各国の商法・会社法を基に、資本（Capital（仏・英）、Kapital（独））の概念は健在である。

2. 記帳の伝承と効率化：会計帳簿の扱いの変化

2-1. 2009年改訂高等学校学習指導要領まで：記帳の伝承

歴代の学習指導要領で、「簿記」又は過去の該当科目（商業簿記、簿記会計Ⅰ）における会計帳簿に関する「内容」を調べた。

1956年度版：「帳簿」、1960年度版：「帳簿および帳簿組織／ア主要簿・補助簿／イ仕訳帳・元帳の分割／ウ伝票」、1970年10月版及び1978年8月版（「解説」を含む）：「帳簿と伝票／ア帳簿／イ伝票」、1989年3月版（「解説」を含む）及び1999年3月版：「帳簿と帳簿組織／ア帳簿／イ伝票／ウ仕訳帳の分割」、2009年3月版：「会計帳簿と帳簿組織／ア会計帳簿／イ伝票／ウ仕訳帳の分割」

ここから次のことが分かる。項目と細目の立て方に若干の変化はあったが、実質内容に大きな変化は無かった。その実質とは、伝統的な帳簿と記帳法（伝票制を含む）の伝承である。

2-2. 2018年改訂高等学校学習指導要領：記帳の効率化

2022年度から使用開始予定の教科書が準拠する2018年3月改訂学習指導要領「簿記」では、関係する「内容」の構成に大きな変化があった。

2018年改訂 「(1) 簿記の原理／ア簿記の概要／イ簿記一巡の手続／ウ会計帳簿」「(5) 記帳の効率化／ア伝票の利用／イ会計ソフトウェアの活用」

まず注目するのは、学習指導要領「簿記」の「内容」において最後に位置する大項目である。2018年改訂前は「会計帳簿と帳簿組織」であったが、2018年改訂ではそれが「記帳の効率化」となった。同改訂で、「会計帳簿」は小項目（(1)ウ）に後退し、「帳簿組織」は消えた。この変化は、記帳の伝承（会計帳簿）が後退し、代わって記帳の効率化（会計ソフトウェアの活用）が進出したと見ることができる。

次に注目するのは、伝票制の位置づけである。2018年改訂では「記帳の効率化」に「伝票の利用」が入っているが、従来は、記帳の伝承（会計帳簿）の一部として「伝票」があったと見られる。わが国で伝票制は、銀行簿記では明治期（大蔵省刊『銀行簿記精法』1873年）以来であり、商業簿記でも昭和戦前期には簿記書で見られるようになっていた。

2-3. 記帳効率化の歴史と簿記書

簿記の歴史は記帳の効率化の歴史でもある。パチオリ簿記書以来かなり長く主要簿は日記帳・仕訳帳・元帳であったが、やがてそれが（日記帳と仕訳帳が合併した）仕訳日記帳（普通という仕訳帳）・元帳となったことはよく知られている。『リトルトン会計発達史』（1-3に前掲）が説く「元帳の変遷」と「仕訳の進化」は、元帳と仕訳帳における記帳の効率化の歴史である。

各時代の簿記書は、その当時の簿記実務と関係している。その典型に、イギリス簿記書における財産目録の扱いの変化がある。私の調べで、財産目録を含むイタリア式簿記の導入期にはイギリスの簿記書でも財産目録が説かれていたが、やがて財産目録は仕訳帳の開始記入で言及されるだけとなり、ついにはそれも無くなり、財産目録は簿記書から完全に消えた。これは、イギリスで（個人商人を基にした商法でなく）会社企業を基にした会社法が発達したことと関係がある。すなわち、イギリス簿記書は次第に、会社企業の実務（分課制度）を反映して、仕訳帳・元帳の分割を説く一方で、（期末棚卸も分担して、例えば倉庫係による商品棚卸目録などが作成される代わりに）もはや作成されない（総財産の）財産目録は扱わなくなった。これとは対照的に、ヨーロッパ大陸のドイツやフランス等の商法及び簿記書において財産目録は不動である。

2-4. 「簿記」教科書の役割

文系の教科書には二つの大きな役割がある。それは、文化を伝承することと時代の要請に応えることである。「簿記」教科書における記帳の伝承と記帳

の効率化は、これに当たる。

記帳の効率化は、各時代に工夫され蓄積されて、ある段階に達すると、その記帳法が簿記書に収まり、伝承される。これまでの簿記書における記帳の効率化は、多くの場合、実務での手書き簿記の効率化を反映したものであった。しかるに、会計実務のコンピュータ化が進んだ今日、記帳の効率化はこれを前提としたものとなる。現に、2018年改訂学習指導要領では、「記帳の効率化／ア伝票の利用／イ会計ソフトウェアの活用」とあるので、記帳の効率化として、伝票入力による会計ソフトウェア利用が想定されていると取れる。

記帳の伝承ということでは、2018年改訂学習指導要領は伝統的な帳簿と記帳法について正しく書いている。すなわち、「(1) 簿記の原理」に「ウ会計帳簿」があり、「(解説)に」「ここでは、主要簿と補助簿との関係及び企業の分課制度や内部統制システムと会計帳簿との関係について扱う。」とある。また「(2) 取引の記帳」について、「企業における日常の取引に関する主要簿及び関連する補助簿の記帳法について扱うこと」とある。

しかし、上に見たような会計ソフトウェア利用による記帳の効率化は、結果として、記帳学習の省力化を避け難いものとする。伝統的な帳簿と記帳法について、教科書は記述し、生徒に理解することは求めても、その記帳練習までは求めない。この傾向は、すでに現在の教科書に見られる。会計帳簿について生徒は、帳簿組織と帳簿の記帳面が理解できればよい、ということである。世の中に、「書けなくても、読めればよい」という分野は他にもある。よく聞き、「教科書に何て書いてある？」という会話に、教科書の大切な役割が表われている。教科書で伝承される伝統的な帳簿と記帳法は、会計ソフトウェアの制作に活かされる。

3. 勘定科目と表示科目

3-1. 簿記の勘定科目の伝統

簿記の勘定科目には、一定の伝統的なルールがあったはずである。その一は、勘定科目を見れば、その勘定が資産、負債、資本、収益、費用のいずれ

であるかがほぼ分かること、その二は、仕訳帳における仕訳（の勘定科目）から取引が復元できることである。これにより、取引仕訳の「小書き」を最小限にすることができ、また、総勘定元帳の記録から勘定別の取引の概容を知ることができる。

このようなルールで磨かれた勘定科目は、後述するように、やがて財務諸表の表示科目（項目）に反映する。ところが、表示科目はこれ以外の影響、とくに商法・会社法特有の制度（とくに資本制度）の影響も受ける。この結果が、今日の財務諸表の表示科目群である。したがって、表示科目の中には、勘定科目の伝統に沿わないものがある。

3-2. 財務諸表の表示科目の成立と変化

1934年商工省「財務諸表準則」（1-2に前掲）は、企業（工業と商業）の財務諸表（貸借対照表、財産目録、損益計算書）の形式、科目分類及び科目名の統一を目的としていた。貸借対照表は勘定式で、資産・負債・資本に大別し、借方（資産）は固定資産・投資・特定資産・流動資産・雑勘定に分類して配列する。固定資産の科目は、土地、建物、什器、商標権、営業権などである。ここから次のことが分かる。科目分類の下に来る各科目は、伝統的な簿記の勘定科目に他ならない。財務諸表の科目表示は、簿記の勘定科目と財務諸表の科目分類から成っている。戦後の「企業会計原則」でもこれと同じことがいえる。

このような戦前からの伝統に対して、近時の企業会計基準とそれを受けた金融商品取引法（旧証券取引法）会計及び会社法会計で、貸借対照表の表示科目の簿記離れといえる変化が現れる。その最初の例が、当初の企業会計基準第1号（2002年）で示された「資本金及び資本準備金減少差益」という貸借対照表の表示科目である。これは簿記における減資差益（資本金減少差益）勘定と資本準備金減少差益勘定を合わせたものであるが、当時の受験雑誌でこれをそのまま仕訳の勘定科目に使うものが多かった。その後、企業会計基準第5号（2005年）で「資本金及び資本準備金減少差益」の区分表示はなくなり、「その他資本剰余金」に一括表示されることになつ

た。これに従って、今日では、受験簿記書に限らず簿記書の多く、さらには「簿記」教科書でも、この表示科目に合わせて、「その他資本剰余金」勘定で仕訳を行っている。また、株式払込剰余金などは「資本準備金」勘定で処理している。その一方で、このような時流を良しとせず、「資本金減少差益」勘定や「株式払込剰余金」勘定などを使い続ける（私に言わせれば正統派の）大学用テキストは少なからず存在する。

3-3. 世の勘定科目一覧表では不足

簿記の勘定科目を定める一般的な法令は存在しないので、勘定科目の設定は一般企業にとって自由である。しかし、会社法令が定める貸借対照表等の表示科目（項目）を無視して、企業が勘定科目を設定するのは合理的でない。JIS勘定科目コードや（「簿

記」教科書を含む）簿記関係図書の多くに勘定科目の一覧表があるが、これらの勘定科目は、制度的な財務諸表の表示科目とほとんど変わらないので、財務諸表作成には最適といえる。

しかし、簿記の役割の第一が（単式簿記以来の）財産管理であるとするれば、企業はこのようない覧表の勘定科目だけで満足できるはずがない。例えば、一覧表にある商品勘定の下に商品種類別の勘定が必要であるし、資本準備金勘定の下に株式払込剰余金など源泉別の勘定が必要である。企業ごとに、一覧表の勘定科目をいわば親勘定として子勘定（さらには孫勘定も）を含む勘定組織があってはじめて、財産管理ないし資本管理が全うできる。補助簿（商品有高帳）での管理単位（商品種類別）は、勘定科目とされない場合でも、実質的に勘定である。今の簿記書は、いわゆる財表簿記に走り過ぎている。（完）

お知らせ

全商簿記 新課程・新検定基準検定 開始時期

- 全商3級：第95回（2023年1月）～
- 全商2級：第95回（2023年1月）～
- 全商1級原価計算：第97回（2024年1月）～
- 全商1級会計：第97回（2024年1月）～

（教材をご注文の際は、受験予定の検定期間をご確認ください。）

日商簿記 検定情報

- 2020年12月～ 日商簿記2級・3級 ネット試験（CBT方式）開始
- 2021年4月～ 新方式*（ハイブリッド方式）試験開始

（※ネット試験・ペーパー試験併用方式、試験時間・項目などが変更されています。）